

当NPO法人が原告となって、京都地方裁判所に提起した、お試し価格表示差止請求事件（平成29年（ワ）第3791号）について、2018年3月20日、被告株式会社ART OF LIFEと下記の内容で和解が成立した。

1 被告は、下記対象となる表示記載の表示を行わない。

記

（表示媒体）

被告ウェブサイト

（対象となる商品）

メタルマッスルHMB

（表示内容）

対象となる商品を「500円」、「初回なんと8,140円もお得！」と表示し、対象となる商品を、500円（税別）で購入可能であるかのように示す表示。

2 原告はその余の請求を放棄する。

3 訴訟費用は、各自の負担とする。

被告は訴訟提起により、消費者の誤解を招くお試し価格表示を用いた表示を止めているが、本和解の効力によって、被告が和解に反する表示を行うことが将来に向かって禁止されることとなる。

景品表示法上問題のあるお試し価格表示については、国民生活センターによる注意喚起や、新聞報道などによって、徐々に一般消費者にもその問題性が周知されて来ている。

しかしながら、依然としてこのような問題のある表示を用いた商法はなくなっていない。今後も、当団体は問題のある広告について、調査・検討を行っていく。

以上